

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.6 交通事故にあったときは必ず市区町村と警察へ届け出をしましょう

○交通事故にあったとき

交通事故など第3者の行為によってケガや病気をした場合でも、届出により保険証を使って診療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療が一時的に医療費を立て替え、あとで加害者に請求することから、必ず市区町村へ届け出が必要です。

- ★加害者から治療費を受け取るなど、示談を済ませてしまうと、保険証が使えなくなる場合もあります。
- ★ケガの程度が軽くても、安易な判断をせず、必ず相手の氏名・住所・連絡先・保険会社などを確認し、すみやかに警察に連絡しましょう。

○届出に必要なもの

- ①第3者行為による被害届
- ②事故発生状況報告書
- ③念書（兼同意書）
- ④交通事故証明書（後日でも可）
- ⑤保険証
- ⑥ハンコ

Q&A 交通事故等で保険証を使うとき

1. 保険証を使った場合、どのようなメリットがありますか？

第3者の行為による傷病の治療に保険証を使用すると、保険診療となり、保険証を使わない場合（自由診療）と比べて医療費が安くなります。

2. 自損事故の場合も届け出が必要なの？

自損事故の場合でも、保険証を使用するためには届け出が必要です。なお、自損事故の車等に同乗していた方が保険証を使用して治療を受ける場合にも、同様に届け出が必要です。

3. 自転車同士、自転車と歩行者のケガでも届け出が必要なの？

自転車同士や自転車と歩行者によるケガでも、相手がある事故の場合には届け出が必要です。

成年後見制度 について

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある。自分でも、自分でもこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為から取り消したりすることによって本人を保護、支援します。

成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、四親等内の親族が家庭裁判所に必要な書類等を準備して申立てをする必要があります。申立ては弁護士、司法書士等に依頼することもできます(有料)。

任意後見制度とは、判断能力のあるうちに、あらかじめ自らが選んだ代理人に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事項について、公正証書で結んでおくというものです。

成年後見制度について詳しく知りたい方は、地域包括支援センター、法テラス、家庭裁判所、弁護士会等にお問い合わせください。

10月は年次有給休暇取得促進期間です!

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせて、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

**10月は年次有給休暇取得
促進期間です。**

2016年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7 <small>プラスワン休暇</small>	8 <small>+</small>
9	10 <small>体育の日</small>	11 <small>プラスワン休暇</small>	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21 <small>プラスワン休暇</small>	22 <small>+</small>
23	24 <small>プラスワン休暇</small>	25	26	27	28	29
30	31					

年次有給休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備
経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。